

## 【妊娠が確定したら】

母子健康手帳の交付を受けてください。

母子健康手帳は住民登録してある自治体の役所または保健所・保健センターで交付されます。

\*交付の際に当センターでお渡しする「母子手帳のもらい方」をご持参ください。印鑑は不要です。

交付を受けた母子健康手帳の中身・その他書類をチェックしましょう。表紙のお名前と「妊婦自身の記録欄」を必ず記入してください。

母子健康手帳と共に交付される書類には、妊婦健診時に再診料や検査の一部が公費で負担される**妊婦健康診査受診票**があります。

\*受診表を利用する際は、**氏名・住所など太枠内の項目**を記入し、枠外に診察券番号をご記入ください。



母子健康手帳は、外出時にはいつも携帯してください。緊急時に大事な情報をすぐに確認できます。

また妊娠中だけでなくお子さまが就学するまで使いますので、大切に管理しましょう。

